資料３

休日の地域における文化芸術に親しむ環境が整備充実される以前の学校文化部活動の在り方

１．文化部活動改革の必要性

【課題】

・　中学校等（※）の文化部活動は、これまで生徒の文化芸術に親しむ機会を確保する上で、大きな役割を担ってきた。しかし、少子化の進展により、生徒数や教員数は減少しており、また、学校の働き方改革の進展により、勤務時間外にわたり教員が指導に従事する体制は改善が求められている。したがって、学校単位で活動し、教員が指導する文化部活動を、現行のままの在り方で今後も維持していくことは困難であると考えられる。

※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部

・　文化部活動が休止や縮小に追い込まれる前に、地域において生徒が文化芸術に親しむ機会を確保できるよう、行政や地域の文化芸術団体、中学校等の関係者により、まずは休日の地域における文化芸術に親しむ環境を速やかに整備充実することが強く求められている。

・　しかし、生徒にとっての文化芸術に親しむ環境は地域によって実情が異なり、その環境がある程度整備充実している地域もあれば、整備充実に一定の時間がかかる地域も存在する。

・　一方で、文化部活動は、改善が図られつつあるものの活動内容や時間、指導体制、地域との連携協働等について依然として大きな課題があり、速やかな改革が求められる。

【対応策】

○　教育委員会や中学校等においては、少子化や学校の働き方改革が進む中、地域における文化芸術に親しむ環境の整備充実が進められている間も、文化部活動について、以下に記載するような改革を速やかに進めることが必要ではないか。

２．多様性を重視した文化部活動

【課題】

・　現在の文化部活動は、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽し

める、適度な頻度で行える等、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていない。

・少子化の影響で部活動に参加する生徒数は減少しており、活動の良さを楽しんだり、大会に参加したりするために、十分な人数を確保できない場合も多い。

・　特定の分野の活動を３年間続けることが重視され、他の分野やスポーツ活動などを経験することが難しい。

【対応策】

○　これまで文化部活動に参加していない生徒など、誰もが参加しやすい文化部活動にしていくべきではないか。また、特定の分野だけでなく、運動や科学分野の活動も含めて様々な活動を経験できるものにしていくべきではないか。

○　そのため、

・歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、文化芸術に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること

・生徒の多様なニーズに応えるため、複数の文化芸術を経験できる活動や楽しみを目的とするレクリエーション的な活動など、多様な活動を設置すること

・地域にある学校種を超え、特別支援学校などとの合同練習等を実施するなど連携を深めること

・運動や科学分野も含めて複数の活動に参加できるような活動時間とすること

などの見直しを図る必要があるのではないか。

３．活動時間の適正化

【課題】

・　平成 30 年に文化庁は「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を策定し、学期中は週当たり２日以上の休養日を設けること、１日の活動時間は長くても平日では２時間程度、学校の休業日は３時間程度とすること等を定めた。

しかし、活動時間や休養日をについて、必ずしもガイドラインが守られていない事例もまだ見られ、生徒の心身の健康保持のため、適切な活動時間とする必要がある。

【対応策】

○　活動時間の適正化のため、

・国においては、改めて各都道府県教育委員会等に対してガイドラインの順守を強く要請すること

・国においては、ガイドラインの時間を大きく超過している地方自治体には個別に指導・助言すること
・各教育委員会、学校においては、大会志向の強い一部の生徒や保護者の意見等が重視され、活動時間が長時間化している実態もある中、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒などでも参加しやすい活動とするため、大会志向ではない生徒や保護者の意向も十分に尊重して、休養日や活動時間を設定すること

などが必要ではないか。

４．指導体制の見直し

【課題】

・　学校の働き方改革の進展により、文化部活動の指導や大会引率を教員に担わせる体制は継続が困難であり、教員に頼らない指導体制としていく必要がある。

　特にその分野の指導の経験がない教員や指導を望まない教員が、指導に従事する必要のない体制を速やかに整備する必要がある。

【対応策】

○　学校の働き方改革の進展を踏まえた指導体制とするため、各教育委員会は、
・部活動指導員を必要数確保するとともに、教員を伴わず部活動指導員単独による指導を行うことにより、各中学校等において教員ではなく、部活動指導員が顧問となり指導や大会引率を担える体制を構築すること
・部活動指導員が確保できない場合には、教員を顧問とするものの外部指導者を配置し、教員が直接指導や大会引率に従事しない体制を構築すること
・指導を望む教員が指導に従事する場合、告示（※）に基づき、時間外在校等時間が月 45 時間、年 360 時間の上限を超えることが無いよう、外部指導者も配置することや活動時間の見直しなどの必要な環境整備をすること

などが必要ではないか。

（※）公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

○　部活動指導員や外部指導者の配置ができず、指導を望む教員もいない文化部活動については、適切な指導者がいる他の学校との合同部活動の実施などにより、生徒にとって適切な文化芸術に親しむ環境を確保する必要があるのではないか。

　あわせて、行政や小・中学校等、地域の文化芸術団体等の関係者で今後の対応を協議し、中学校等の実情を踏まえて、まずは休日の地域における文化芸術に親しむ環境の整備充実を速やかに進めるなどの対応が必要ではないか。

○　部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、都道府県や市町村において、域内における文化芸術関係団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・登録に努め、中学校等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援が必要ではないか。

５．地域の文化芸術団体等との連携・協働

【課題】

・　中学校等だけでは生徒の文化芸術に親しむ機会を確保するのが困難となっており、中学校等と地域の文化芸術団体等との積極的な連携・協働が必要であるが十分ではない。

【対応策】

○　各市町村や地域において、行政、中学校等、地域の文化芸術団体等が現状や課題を共有し、今後の地域における文化芸術に親しむ環境の在り方等について話し合う場を設けていく必要があるのではないか。

○　中学校等と地域の文化芸術団体等との連携・協働を進め、生徒の文化芸術に親しむ機会を確保するため、

・中学校等では、文化部活動だけでなく、地域で実施されている文化芸術に親しむ活動の概要も生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにすること

・地域で実施されている分野と同じ分野の文化部活動については、将来的には地域の活動に統合していくことを念頭に、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めること、

などが考えられるのではないか。

資料３

＜参考資料＞

【部活動の制度上の位置づけ】

（１）学校運営上の位置づけ

・部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。

・学校に部活動を設置する場合には、その運営は学校の業務であり、学校教育の一環として行われることとなる。

（２）教員の業務の中での位置づけ

・校長は校務分掌の一つとして教員等に対して顧問を命じて指導等に従事させる。

・平成 29 年度から部活動指導員が制度化されたところであり、部活動指導は必ずしも教員が担う必要のない業務と整理されている。なお、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」（令和２年７月 17 日付け２初初企第 14 号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、財務課長通知）において、部活動に係る対応に関することは、教諭の標準職務例に掲げられていない。

・公立学校の教員については、給特法（※）により限られた場合を除いて時間外勤務は命じないものとされている。正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、校外実習、修学旅行、職員会議、非常災害・生徒指導で緊急の措置を必要とする場合等に限られており、校長等が教員に命じて勤務時間外の部活動指導や大会引率等に従事させることはできない。

（※）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

・給特法に基づく告示（※）により、公立学校の教員の時間外在校等時間については原則として月 45 時間以内、年 360 時間以内とされ、上限を超えないよう教育委員会は業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する必要がある。

（※）公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

（３）生徒の参加

・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものである。生徒の参加は任意であり、義務ではない。

資料３